

奈良県告示第十一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、奈良県広域消防組合の公平委員会の事務を、次の規約により県が受託した。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、奈良県広域消防組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を奈良県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

（この規約の有効期限）

2 この規約は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。